

岩 手 県 報

第 1 0 3 9 6 号

平 成 1 6 年 1 0 月 5 日

火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（地域企画室） 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
……………（ ） 1
- 生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指
定……………（地域福祉課） 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定に係る
事業所の名称及び所在地の変更……………（ ） 2
- 貸金業者の登録の取消し……………（産業振興課） 2
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生の特

- めの同意の認定……………（水産振興課） 2
- 漁船損害等補償法の規定による指定漁船の普通損害
保険に付すべき義務の消滅……………（ ） 2
- 道路の区域の変更……………（道路環境課） 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（ ） 3
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可……………（都市計画課） 3
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………（総合防災室） 3
- 一関地方振興局長告示
- 土地改良区役員の退任（真打堰土地改良区）…………… 3
- 盛岡地方振興局長公告
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 3
- 特定調達公告
- 随意契約の相手方の決定……………（医療局業務課） 3
- 落札者の決定……………（ ） 4

告 示

岩手県告示第682号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の
規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請
があった。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 申請のあった年月日 平成16年9月17日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地
(1) 名称 特定非営利活動法人わこの家
(2) 代表者の氏名 瀬川和子
(3) 主たる事務所の所在地 花巻市花城町8番8号
- 定款に記載された目的 この法人は、保育を求めるもの及び
高齢者に対して保育及び高齢者福祉に関わる事業を行い、地域

福祉に寄与することを目的とする。

岩手県告示第683号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の
規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証
の申請があった。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 申請のあった年月日 平成16年9月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地
(1) 名称 特定非営利活動法人ケアセンターいこい
(2) 代表者の氏名 岩泉吉郎
(3) 主たる事務所の所在地 一関市大町6番7号三浦第一ビル
102号
- 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・保育
中の者に対して、保健及び福祉サービスに関する事業を行い、
健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

岩手県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社中央ケアサービス	盛岡市松尾町2番3号	有限会社中央ケアサービス	盛岡市松尾町2番3号	平成16年 9月24日

2 訪問看護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
阿部 克久	岩手郡滝沢村滝沢字巣子1156番地22	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子1156番地22	平成16年10月1日

3 居宅療養管理指導

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
阿部 克久	岩手郡滝沢村滝沢字巣子1156番地22	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子1156番地22	平成16年10月1日

4 短期入所生活介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人江刺寿生会	江刺市岩谷堂字下惣田290番地1	江寿園指定短期入所生活介護事業所	江刺市伊手字新田149番地	平成16年9月22日

5 居宅介護支援計画の作成

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社中央ケアサービス	盛岡市松尾町2番3号	中央ケアサービス指定居宅介護支援事業所	盛岡市松尾町2番3号	平成16年9月24日

岩手県告示第685号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所				変更年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2丁目9番地	アイリスケア センター盛岡	アイリスケア センター盛岡 南	盛岡市盛岡駅 西通二丁目9 番1号マリオ ス12階	盛岡市津志田 14地割112番 地	平成16年 9月1日

岩手県告示第686号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 被処分者の名称等

- ア 名称 ー
イ 氏名 及川秀康
ウ 主たる営業所等の所在地 釜石市大町一丁目9番3号
エ 登録番号 岩手県知事(3)第00841号
オ 登録年月日 平成15年7月31日

(2) 処分年月日 平成16年9月21日

2(1) 被処分者の名称等

- ア 名称 光陽企画
イ 氏名 庄子喬
ウ 主たる営業所等の所在地 盛岡市箱清水一丁目12番45号
エ 登録番号 岩手県知事(2)第00893号
オ 登録年月日 平成14年12月13日

(2) 処分年月日 平成16年9月21日

岩手県告示第687号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について、同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区 宮古加入区

岩手県告示第688号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定(平成12年岩手県告示第366号)で告示した宮古加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荻川川口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字川口第15 地割162番 8 地先から31番 2 地先まで	新	A 48.5～5.8 m	756.0 m
		B 27.8～11.0	972.0
	旧	A 48.5～5.8	756.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
- (2) 期間 平成16年10月5日から同年11月5日まで

岩手県告示第690号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	盛岡横手線	盛岡市盛岡駅前北通110番1地先 から114番8地先まで

岩手県告示第691号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 土地区画整理組合の名称 滝沢村室小路土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成4年3月24日から平成19年3月31日まで
- 3 施行地区 岩手郡滝沢村滝沢字室小路及び字穴口の各一部
- 4 事務所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字室小路139番1
- 5 設立認可の年月日 平成4年3月19日
- 6 変更の内容
 - (1) 総代の定数の変更
 - (2) 再選挙及び補欠選挙を行う場合の要件の変更
 - (3) その他所要の整理
- 7 変更認可の年月日 平成16年9月27日

岩手県告示第692号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成16年10月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

液化石油ガス販売事業者の氏名又は名称	住所又は所在地	認定年月日
有限会社 J A とおの ライフサービス	遠野市松崎町白岩15 地割7番地5	平成16年9月1日

一関地方振興局長告示

一関地方振興局長告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、真打堰土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成16年10月5日

一関地方振興局長 藤 尾 善 一

理事

佐 藤 暢 一 一関市殿美町字入道35番地10

盛岡地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成16年10月5日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ジョイス
 - イ 中道リース株式会社
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス零石店 岩手郡零石町千刈田94番2ほか
 - (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日 平成16年7月14日
 - (5) 変更の理由 事業計画の変更のため
- 2 届出年月日 平成16年9月16日
 - 3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び零石町役場

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年10月5日

岩手県医療局長 千 葉 弘

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 CTシミュレータ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県医療局業務課 岩手県盛岡市内丸11番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月31日
 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
 5 随意契約に係る契約金額 47,145,000円
 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号に該当

~~~~~  
 次のとおり落札者を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年10月5日

岩手県医療局長 千葉 弘

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 全身用X線CT装置(マルチスライスCT装置) 1式  
 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県医療局業務課 岩手県盛岡市内丸11番1号  
 3 落札者を決定した日 平成16年8月31日  
 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号  
 5 落札金額 59,115,000円  
 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
 7 一般競争入札の公告を行った日 平成16年7月20日

## 正 誤

○平成9年3月31日付け岩手県報号外の9の1頁中「(昭和25年厚生省第15号)」は、「(昭和25年厚生省令第15号)」の誤りにつき訂正する。

○平成16年3月31日付け岩手県報号外の4の4頁中「様式第16号の」は、「様式第16号の2の」の誤りにつき訂正する。

○平成16年3月31日付け岩手県報号外の5の6頁中「同条第4項第4号」は「同条第4項中「岩手ブランド推進課」を「観光経済交流課」に改め、同項第4号」の、9頁中「第4章第4節第1款を」は「第3章第4節第1款を」の、「第4章第4節第1款の2」は「第3章第4節第1款の2」の、「第65条とし」は「第65条とし、第67条を削り」の、21頁中

|                   |   |                   |
|-------------------|---|-------------------|
| 「<br>総務課<br>教務学生課 | は | 「<br>総務課<br>教務学生課 |
|-------------------|---|-------------------|

の誤りにつき訂正する。

○平成16年8月3日付け岩手県報第10380号登載解除予定保安林(平成16年岩手県告示第561号)中「51の9」は「51の9(国有林)」の、「次の」は「(国有林。次の)」の誤りにつき訂正する。

○平成16年8月13日付け岩手県報第10383号登載特定非営利活動法人の設立の認証の申請(平成16年岩手県告示第577号)中「永田敬司」は、「永田敬治」の誤りにつき訂正する。

○平成16年9月14日付け岩手県報第10390号の3頁中「第653号」は、「第654号」の誤りにつき訂正する。

○平成16年9月17日付け岩手県報第10391号登載過疎地域活性化特別措置法に基づく公共下水道工事の完了(平成16年岩手県告示第664号)中「第4条の2第1項」は、「第14条の2第1項」の誤りにつき訂正する。

岩手県報 第10396号

発行日 毎週火・金曜日(これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

平成16年10月5日 印刷

平成16年10月5日 発行

購読料 1箇月 3,400円(送料共)

発行人 岩 手 県

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信  
 印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社